

地方公務員における働き方改革に係る状況 ～令和5年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果の概要～

○ 地方公務員の勤務時間・休暇等の勤務条件や競争試験の令和5年度(一部、令和6年4月1日現在)の状況について調査

【対象団体】 都道府県(47団体)、指定都市(20団体)及び
その他の市区町村(1721団体。以下「市区町村」という。)
※安全衛生に関する事項については、一部事務組合等を含む。

【対象職員】 一般職に属する地方公務員(会計年度任用職員を除く)
※安全衛生に関する事項については、
特別職に属する地方公務員及び臨時・非常勤職員を含む。

【主な調査項目】 ・競争試験等に関する事項
・勤務時間及び休暇等に関する事項

<<目次>>

1. 競争試験の状況

- (1)競争試験全体の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- (2)中途採用の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

2. 勤務時間・休暇等

- (1)時間外勤務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- (2)柔軟な勤務時間制度の導入状況・・・・・・・・ P3
- (3)年次有給休暇・育児休業等の取得状況・・・・ P4
 - ①年次有給休暇の取得状況・・・・・・・・ P4
 - ②育児休業の取得状況・・・・・・・・ P5
 - ③配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況・・ P7

3. メンタルヘルス対策の取組状況・・・・・・・・ P8

4. メンタルヘルス不調による休務者の状況・・・・・・・・ P9

5. 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況・・・・ P9

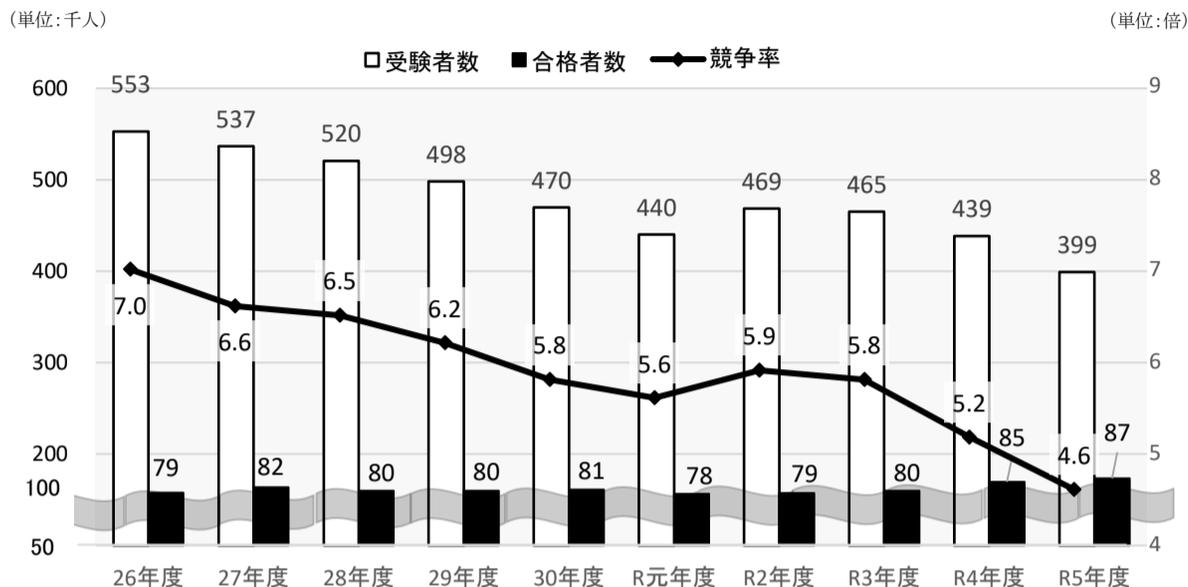
6. 安全衛生管理体制の整備状況・・・・・・・・ P11

1. 競争試験の状況

(1) 競争試験全体の状況

- 受験者数は399,199人で、前年度から39,452人減少。合格者数は86,753人で、前年度から1,949人増加。競争率は4.6倍で、前年度から0.6ポイント減少。
- 受験者数は長らく減少傾向が続いている一方、合格者数はなだらかな増加傾向となっている。これに伴い、競争率についても減少傾向が続いており、低水準となっている。

過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数及び競争率の推移

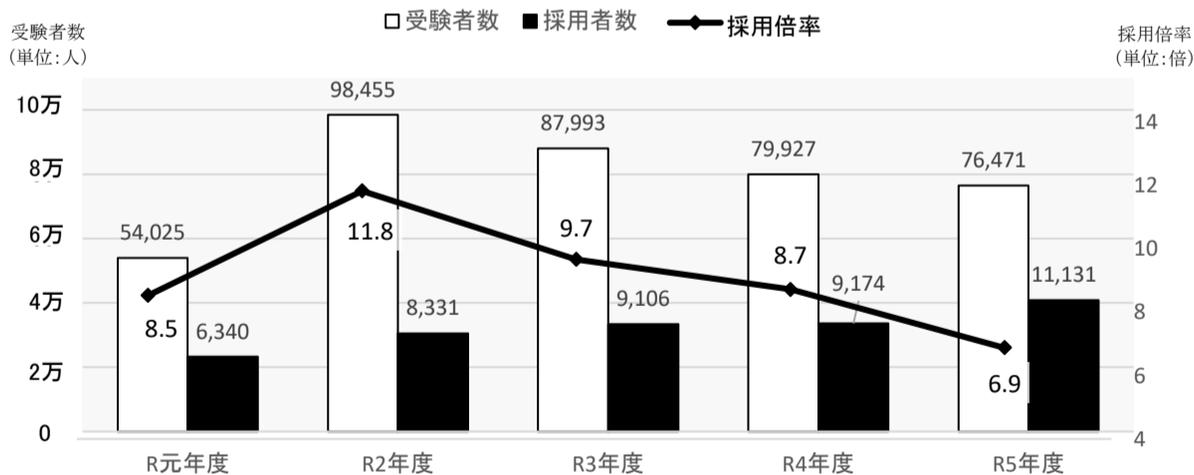


(注) 人事委員会（競争試験等を行う公平委員会を含む。）又は任命権者が実施した職員採用競争試験を調査。
 なお、試験の名称が「選考」となっている場合、公募・公告、能力実証判定、採用候補者名簿作成の4つの要件を満たす実質的な競争試験的選考を含む。
 (注) 本表における「競争率」は、受験者数/合格者数により算出している。

(2) 中途採用の状況

- 令和5年度に実施した中途採用試験について、受験者数は76,471人で、前年度から3,456人減少。採用者数は11,131人で、前年度から1,957人増加。採用倍率は6.9倍で、前年度から1.8ポイント減少。
- 受験者数は令和2年度以降減少傾向にあるが、実施団体の増加による影響もあり、採用者は年々増加している。

過去5年間の中途採用試験における受験者数及び採用倍率の推移



過去5年間の中途採用試験の実施団体数の推移

(単位: 団体)

	団体数	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R4→R5
都道府県	47	44	47	47	47	47	-
指定都市	20	20	20	20	20	20	-
市区町村	1,722	730	839	898	935	1,036	101
合計	1,789	794	906	965	1,002	1,103	101

(注) 本表は、各年度に実施された、主に新卒者を対象に行う採用試験以外の試験の実施状況を記載している。
 (注) 本表における「採用倍率」は、受験者数/採用者数により算出している。
 (注) 市区町村の「団体数」には、市区町村(1,721団体)に加えて、特別区人事委員会が含まれている。

2. 勤務時間・休暇等

(1) 時間外勤務の状況

- 職員1人当たりの時間外勤務時間は、全団体平均で月間11.8時間、年間141.1時間となっており、いずれの団体区分においても前年度から減少。
- 時間外勤務の時間数が月45時間を超える職員の割合は全体で4.8%、うち月100時間以上の職員の割合は全体で0.3%となっており、いずれの団体区分においても前年度から減少。団体別に見ると、都道府県が大きく減少している。

ア) 地方公務員の平均時間外勤務時間数(直近3年分)

○ 時間外勤務時間(年間)

(単位:時間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	R4→R5 増減 (時間(年))
	時間(年)	時間(年)	時間(年)	
全体	148.2	149.6	141.1	▲ 8.5
都道府県	173.6	176.6	162.3	▲ 14.3
指定都市	157.5	156.4	151.5	▲ 4.9
市区町村	135.4	137.0	130.0	▲ 7.0

○ 時間外勤務時間(月間)

(単位:時間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	R4→R5 増減 (時間(月))
	時間(月)	時間(月)	時間(月)	
全体	12.4	12.5	11.8	▲ 0.7
都道府県	14.5	14.7	13.5	▲ 1.2
指定都市	13.1	13.0	12.6	▲ 0.4
市区町村	11.3	11.4	10.8	▲ 0.6

※調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに準じる職として条例で定める職に任用されている職員)を除いた職員である。

※「時間(年)」は、対象団体における時間外勤務の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を足し上げた数を12で除したもの)」で除したもの(小数点第2位を四捨五入)。

イ) 時間外勤務の時間数が月45時間を超える職員数及び職員割合(直近2年分)

(単位:人)

	令和4年度				令和5年度				R4→R5 増減		
	調査対象 延べ人数 (年間)	45時間超	45時間超 100時間 未満	100時間 以上	調査対象 延べ人数 (年間)	45時間超	45時間超 100時間 未満	100時間 以上	45時間超	45時間超 100時間 未満	100時間 以上
全体	12,693,257 (100.0%)	684,714 (5.4%)	639,820 (5.0%)	44,894 (0.4%)	12,760,997 (100.0%)	614,699 (4.8%)	579,004 (4.5%)	35,695 (0.3%)	▲ 70,015 ▲ 0.6%	▲ 60,816 ▲ 0.5%	▲ 9,199 ▲ 0.1%
都道府県	3,100,301 (100.0%)	221,442 (7.1%)	204,045 (6.6%)	17,397 (0.6%)	3,091,504 (100.0%)	188,867 (6.1%)	177,102 (5.7%)	11,765 (0.4%)	▲ 32,575 ▲ 1.0%	▲ 26,943 ▲ 0.9%	▲ 5,632 ▲ 0.2%
指定都市	1,914,879 (100.0%)	105,945 (5.5%)	100,966 (5.3%)	4,979 (0.3%)	1,945,037 (100.0%)	98,850 (5.1%)	94,860 (4.9%)	3,990 (0.2%)	▲ 7,095 ▲ 0.4%	▲ 6,106 ▲ 0.4%	▲ 989 ▲ 0.1%
市区町村	7,678,077 (100.0%)	357,327 (4.7%)	334,809 (4.4%)	22,518 (0.29%)	7,724,456 (100.0%)	326,982 (4.2%)	307,042 (4.0%)	19,940 (0.26%)	▲ 30,345 ▲ 0.5%	▲ 27,767 ▲ 0.4%	▲ 2,578 ▲ 0.03%

※「調査対象延べ人数(年間)」は、各月の職員数を12ヶ月分合算したものである。

※「45時間超」、「45時間超100時間未満」及び「100時間以上」欄の上段は、それぞれの区分に該当する職員数である。

※「45時間超」、「45時間超100時間未満」及び「100時間以上」欄の下段は、「調査対象延べ人数(年間)」に占めるそれぞれの区分に該当する職員の割合である。

(2) 柔軟な勤務時間制度の導入状況

- 今年度の調査では、従来の「早出・遅出制度」に加えて、申請に対し特に理由を問わない制度として、「時差出勤制度」を新たに調査。全体で約3割の団体が、特に理由を問わない「時差出勤制度」を導入していることがわかった。
- 育児・介護のための早出・遅出制度の導入は、全体で約7割と、引き続き高水準。その他の目的の早出・遅出制度は、特に市区町村で低水準の傾向にある。
- フレックスタイム制度は、近年増加傾向ではあるが、全体で99団体(5.5%)と低水準にある(前年度96団体(5.4%))。

時差出勤制度、早出・遅出及びフレックスタイム制度の導入状況(令和6年4月1日現在)

※下段括弧内は団体区分中の割合

(単位:団体)

	全体 (1,788)	都道府県 (47)	指定都市 (20)	市区町村 (1,721)
時差出勤制度	531 (29.7%)	39 (83.0%)	16 (80.0%)	476 (27.7%)
業務上の早出・遅出	839 (46.9%)	34 (72.3%)	15 (75.0%)	790 (45.9%)
通勤混雑緩和のための 時差通勤	234 (13.1%)	32 (68.1%)	9 (45.0%)	193 (11.2%)
疲労蓄積防止のための 早出・遅出	159 (8.9%)	24 (51.1%)	6 (30.0%)	129 (7.5%)
修学等のための 早出・遅出	105 (5.9%)	23 (48.9%)	5 (25.0%)	77 (4.5%)
障害の特性等に応じた 早出・遅出	172 (9.6%)	28 (59.6%)	7 (35.0%)	137 (8.0%)
育児・介護のための 早出・遅出	1,248 (69.8%)	40 (85.1%)	13 (65.0%)	1,195 (69.4%)
フレックスタイム制度	99 (5.5%)	18 (38.3%)	5 (25.0%)	76 (4.4%)

※「時差出勤制度」とは、基本の勤務時間(例:8時30分から17時15分の時間帯)に加えて複数の勤務時間パターンを設定し、公務に支障がない範囲内で、職員の申告により勤務時間を割り振る制度を想定。申告に際して理由を問わない点で、各種早出・遅出制度とは異なる。

※早出・遅出制度及びフレックスタイム制度については、国家公務員に準じた措置を実施している団体を計上。

(3) 年次有給休暇・育児休業等の取得状況

① 年次有給休暇の取得状況

- 年次有給休暇の平均取得日数は14.0日/年で、前年度から1.4日増加している。近年増加傾向にあるものの、国家公務員(16.2日/年)よりも少ない水準。
- 団体区別にみると、平均取得日数は指定都市が最も多く、次いで都道府県、市区町村の順となっており、市区町村では規模が小さいほど取得日数が少ない傾向にある。

ア) 年次有給休暇の平均取得日数 ※括弧内は令和4年

【令和5年1月1日～令和5年12月31日※】

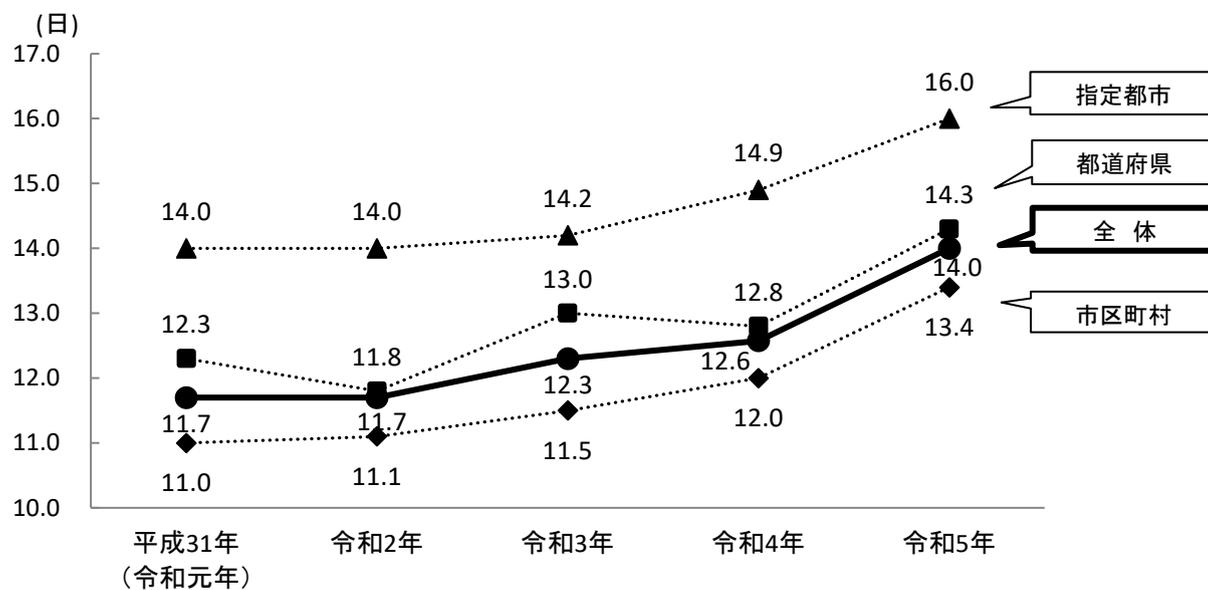
〔参考〕平均取得日数(日)

区分		平均取得日数(日)	
都道府県	47団体	14.3	(12.8)
指定都市	20団体	16.0	(14.9)
市区町村	1721団体	13.4	(12.0)
	301名以上 (533団体)	13.9	(12.5)
	101名以上 300名以下 (704団体)	12.3	(10.8)
100名以下	(484団体)	12.0	(10.6)
全体	1788団体	14.0	(12.6)

国	16.2	(15.5)
民間	11.0	(10.9)

※年度単位で年次有給休暇を付与している団体については、「令和5年4月1日～令和6年3月31日」
 (注) 調査対象は、首長部局に勤務する非現業の一般職に属する職員のうち、調査対象の全期間在職した者。
 (注) 民間の括弧内の数値は、令和4年又は令和3会計年度。
 (注) 市区町村の内訳区分は、調査対象人数で区分している。
 (注) 国の出典は「令和6年国家公務員給与等実態調査」(人事院)。
 民間の出典は「令和6年就労条件総合調査」(厚生労働省)。

イ) 年次有給休暇の平均取得日数の推移(平成31年～令和5年)



②育児休業の取得状況

※参考：男性の育児休業取得率（最新公表値）
 国家公務員 43.9%（令和4年度）
 民間企業 30.1%（令和5年度）

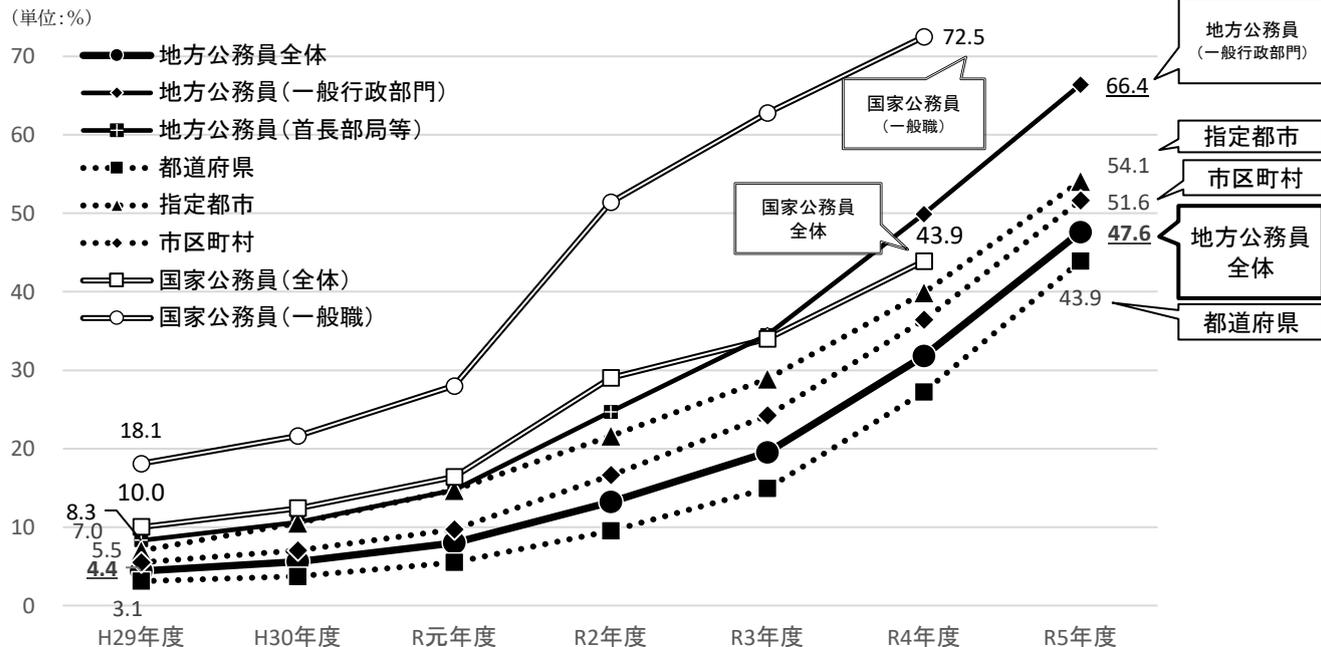
- 令和5年度に新たに育児休業を取得した男性職員は29,002人で取得率47.6%、女性職員は47,510人で取得率100.4%。
- 男性職員の育児休業取得率は、前年度から15.8ポイント増加となり過去最高。
- 一般行政部門の男性職員の育児休業取得率は66.4%、このうち一週間以上の取得率は64.3%となっている。前年度よりも大きく伸びているが、政府目標（令和7年までに一週間以上の取得率：85%）と比べ低水準となっている。
- 団体区分別・部門別にみると、団体区分別では都道府県（43.9%）で、部門別では消防部門（34.0%）と教育委員会（31.2%）で、特に低水準となっており、団体間・部門間の差は大きいものの、いずれの団体区分・部門においても、取得率は前年度より大きく増加している。
- 育児休業期間の分布状況について、男性は2週間以上1月以下が38.3%と最も多く、次いで1月超3月以下が24.3%となっている。女性は12月超24月以下が35.5%と最も多くなっている。

ア) 男性職員の育児休業取得率(令和5年度) ※括弧内は令和4年度

	全合計	一般行政部門	公営企業等	警察部門	消防部門	教育委員会	(参考) 女性職員全合計
都道府県	43.9% (27.2%)	76.3% (56.2%)	62.4% (44.8%)	46.5% (26.9%)	60.1% (18.2%)	28.7% (17.0%)	101.1% (100.9%)
指定都市	54.1% (39.9%)	80.0% (65.3%)	73.1% (62.4%)	-	41.9% (26.6%)	35.8% (21.7%)	99.1% (99.3%)
市区町村	51.6% (36.4%)	59.6% (44.1%)	49.9% (35.1%)	-	25.2% (11.1%)	51.0% (39.3%)	100.1% (99.9%)
合計	47.6% (31.8%)	66.4% (49.9%)	57.4% (42.0%)	46.5% (26.9%)	34.0% (16.4%)	31.2% (19.2%)	100.4% (100.3%)

※取得率は、調査年度中に新たに育児休業を取得可能となった職員数に対する調査年度中の新規取得者数(調査年度以前に取得可能となつて、調査年度中に新たに育児休業を取得した者を含む)の割合である。このため、取得率が100%を超えることがある。
 ※消防部門について、上記結果に一部事務組合(消防部門)を合算した場合の令和5年度の男性育児休業取得率は、「30.4%」

男性職員の育児休業取得率



※R4年度から従来の「地方公務員(首長部局等)」を「地方公務員(一般行政部門)」と「地方公務員(公営企業等)」に区分して調査を実施。そのため、グラフ上はR4年度から、「地方公務員(首長部局等)」を「地方公務員(一般行政部門)」に移行。
 ※国家公務員(全体・一般職)の最新公表値は、本資料公表時点でR4年度。

イ) 男性職員の育児休業取得率の上位団体

【全部門合計(都道府県)】

都道府県	団体名	R5年度取得率	R4年度取得率
	1 福井県	66.2%	41.6%
	2 鳥取県	64.9%	44.2%
	3 秋田県	62.8%	57.0%
	4 福島県	62.5%	45.3%
	5 山形県	61.6%	46.4%
	6 岩手県	57.9%	52.4%
	7 島根県	57.1%	32.1%

【全部門合計(指定都市)】

指定都市	団体名	R5年度取得率	R4年度取得率
	1 福岡市	97.4%	60.5%
	2 岡山市	65.2%	45.4%
	3 千葉市	64.7%	78.2%
	4 新潟市	64.4%	58.7%
	5 札幌市	61.8%	38.2%
	6 堺市	56.6%	37.5%
7 仙台市	56.5%	39.6%	

【警察部門(都道府県)】

都道府県	団体名	R5年度取得率	R4年度取得率
	1 福島県	132.2%	68.9%
	2 鳥取県	116.9%	63.2%
3 島根県	95.1%	27.3%	

【消防部門(都・指定都市)】

指定都市	団体名	R5年度取得率	R4年度取得率
	1 福岡市	104.6%	51.3%
	2 岡山市	77.3%	37.5%
3 さいたま市	68.0%	41.8%	

【教育委員会部門(都道府県)】

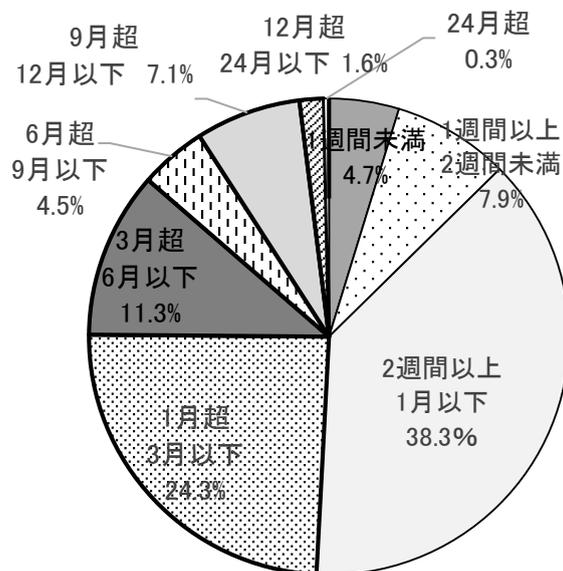
都道府県	団体名	R5年度取得率	R4年度取得率
	1 東京都	67.2%	48.3%
	2 山形県	52.4%	18.0%
3 滋賀県	47.3%	23.0%	

【教育委員会部門(指定都市)】

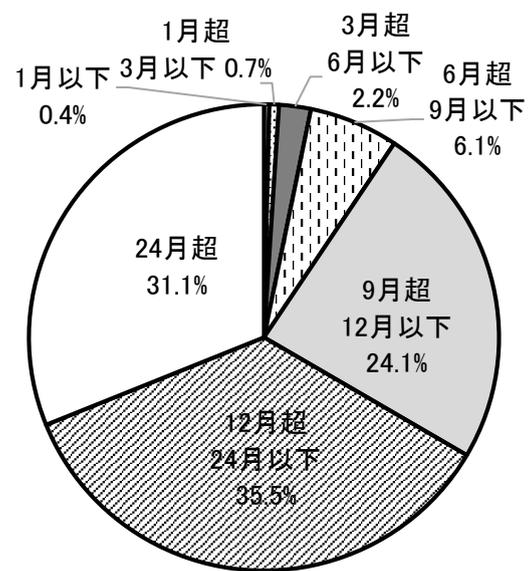
指定都市	団体名	R5年度取得率	R4年度取得率
	1 福岡市	85.4%	37.6%
	2 札幌市	50.2%	24.6%
3 堺市	47.5%	25.4%	

ウ) 育児休業期間の状況(令和5年度)

【男性職員】



【女性職員】



③配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況

○ 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇については、いずれか又は両方の休暇を取得した職員の割合が84.7%(対前年度比+1.3%)、両休暇を合わせて5日以上取得した職員の割合が49.5%(対前年比+1.3%)となっており、増加傾向にある。

ア) 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況(令和5年度)

(単位：人)

令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数	配偶者出産休暇を取得した職員数	育児参加のための休暇を取得した職員数	いずれか又は両方の休暇を取得した職員数	両休暇を合わせて5日以上取得した職員数
60,880 (100.0%)	48,506 (79.7%)	40,028 (65.7%)	51,586 (84.7%)	30,108 (49.5%)

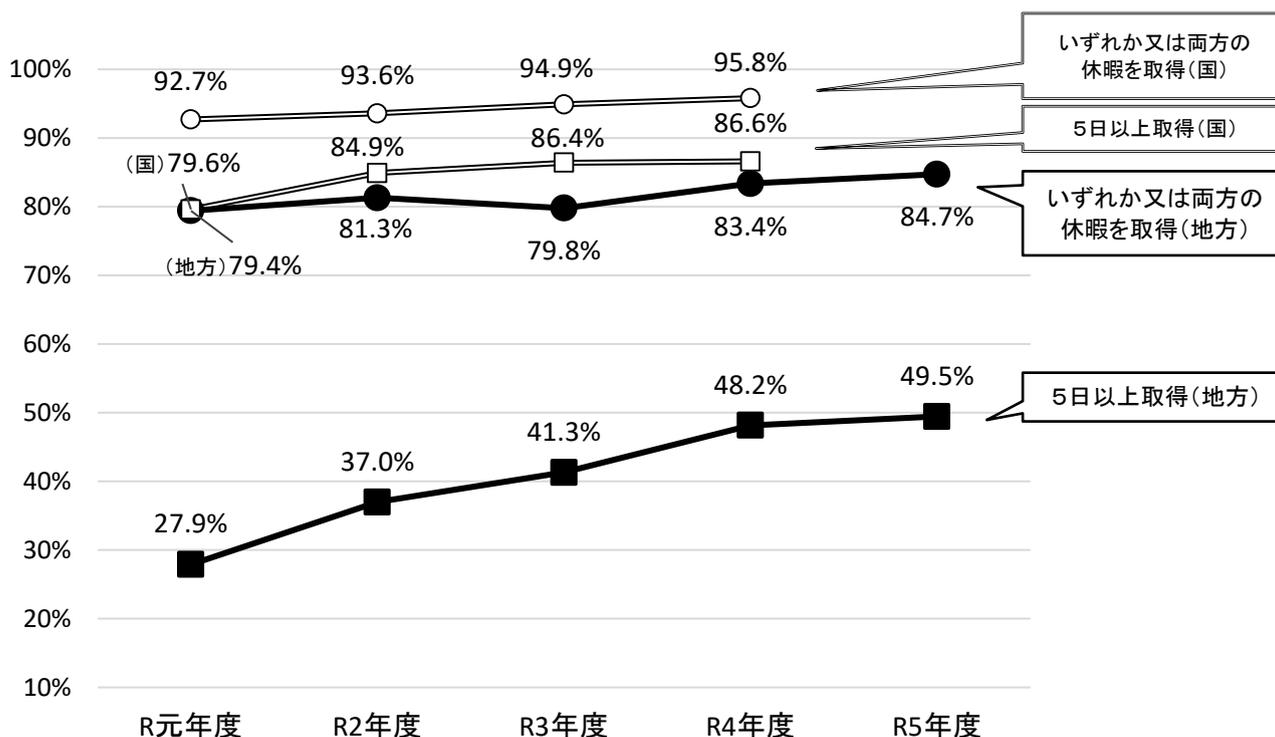
※「令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」には、いずれか又は両方の休暇制度を設けていない団体における「令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」を含む。

※「配偶者出産休暇」は、妻の出産に伴う入院等の付添い等を行うために、妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの期間において、2日の範囲内で与えられる特別休暇。

※「育児参加のための休暇」は、妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、妻の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間において、子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇。

※各男性職員数は全部門(一般行政部門、公営企業等、警察部門、消防部門、教育委員会)の合計。

配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況の推移



※国家公務員の最新公表値は、本資料公表時点でR4年度。

イ) 両休暇を5日以上取得した職員の割合(都道府県・指定都市)の上位団体

都道府県	団体名	R5年度取得率	R4年度取得率
	1 福岡県	71.2%	67.8%
	2 京都府	70.6%	67.6%
	3 熊本県	70.5%	40.0%
	4 茨城県	65.4%	63.2%
	5 神奈川県	65.1%	63.8%
	6 群馬県	65.0%	74.5%
	7 北海道	64.1%	63.0%

指定都市	団体名	R5年度取得率	R4年度取得率
	1 岡山市	75.1%	64.4%
	2 仙台市	61.6%	58.3%
	3 新潟市	60.8%	67.2%
	4 広島市	60.1%	52.8%
	5 札幌市	59.6%	59.2%
	6 堺市	59.0%	61.8%
7 川崎市	58.8%	45.7%	

※取得率は、調査年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数に対する調査年度中の両休暇を合わせて5日以上取得した職員数の割合である。なお、各職員数は当該団体における全部門の合計。

3. メンタルヘルス対策の取組状況

- メンタルヘルス対策については、都道府県及び指定都市にあつては全部局で、市区及び町村にあつてはほぼ全部局で何らかの取組が実施されている。
- 主な取組として、団体区分別では「セルフケアを実施するための教育研修・情報提供」が多く、部局別では「事業場内での相談体制の整備」が多い。
- 「メンタルヘルス対策に関する計画の策定」、「実務を行う担当者の選任」、「職場復帰における支援の実施(職場復帰支援プログラムの策定を含む)」などといった取組は、都道府県・指定都市と市区・町村では取り組んでいる状況に差がある。

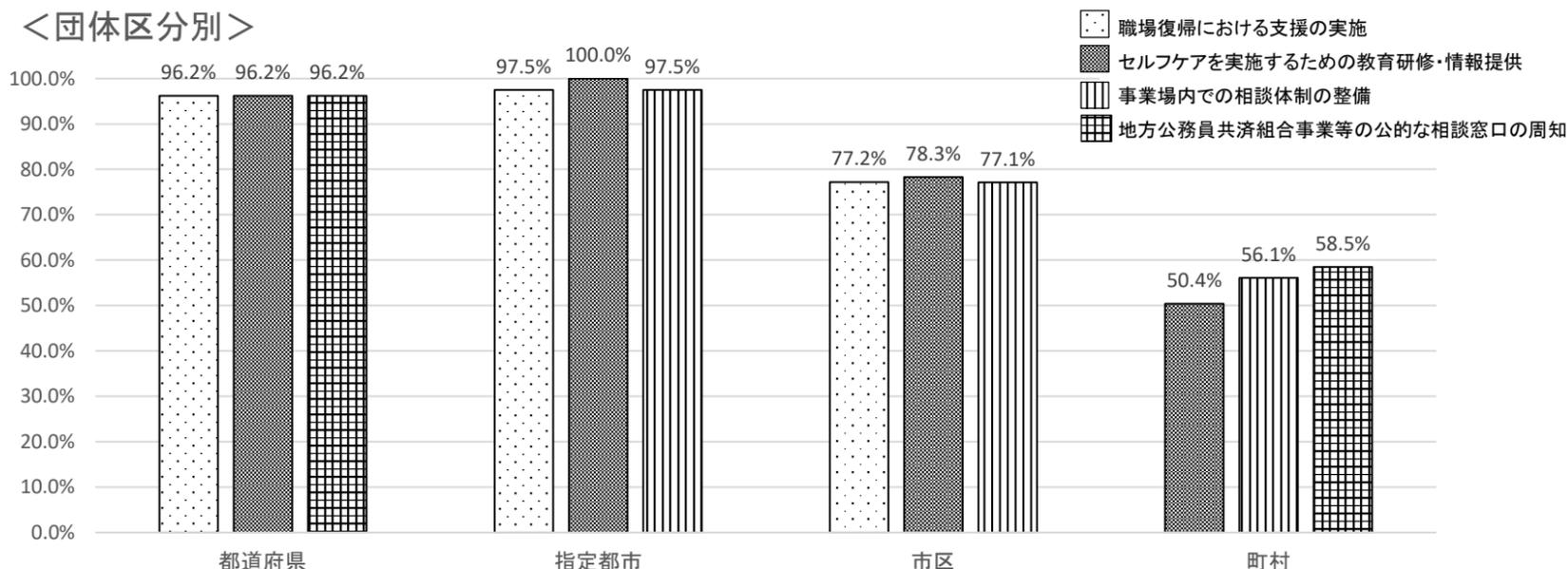
ア) メンタルヘルス対策の取組状況(令和5年度)

	合計	都道府県	指定都市	市区	町村	(参考) 一部事務組合等
取り組んでいる部局数の割合	98.6% (98.4%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	99.96% (99.8%)	97.1% (96.7%)	71.6% (69.7%)

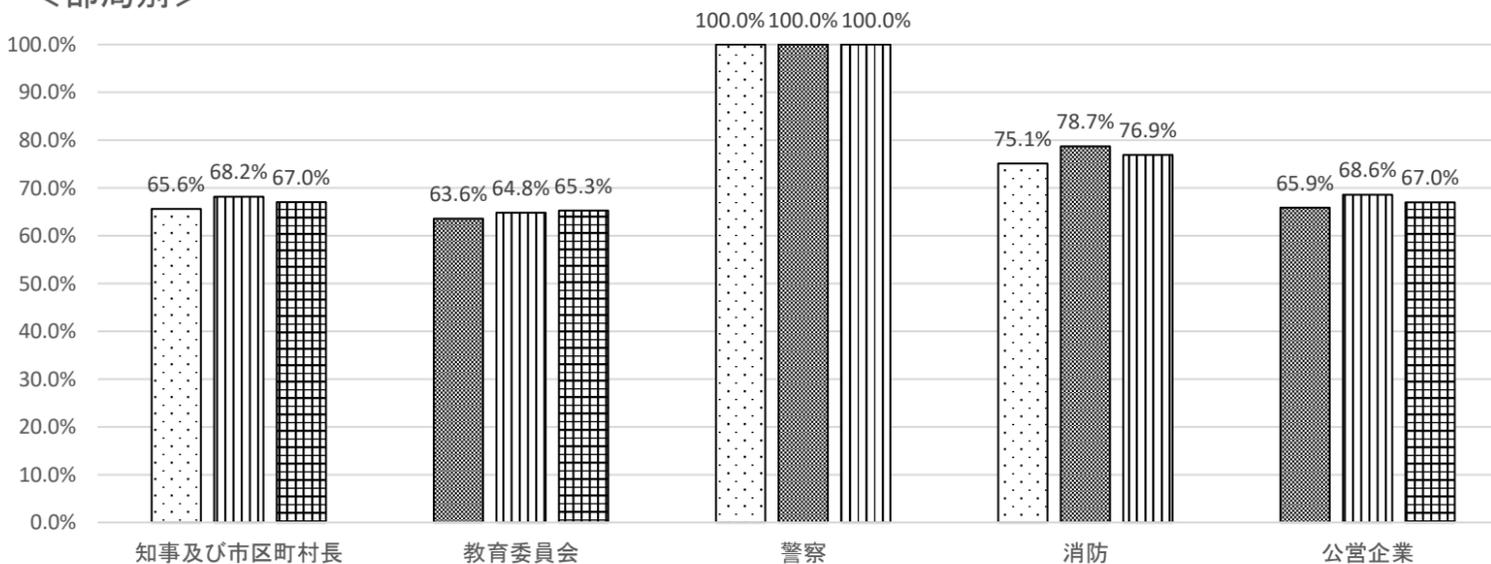
(注) ()内の数字は前年度の数字を示す。

イ) メンタルヘルス対策の主な取組内容(複数回答)

<団体区分別>



<部局別>



(注1) 団体区分別、部局別(一部事務組合等を除く)ともに、実施されている割合の高い上位3つの取組を基にグラフを作成している。

(注2) メンタルヘルス対策の主な取組内容における割合は、メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数に占める割合である。

(ウ)についても同じ。

ウ) 団体区分により取組状況に差がある主な取組内容(全部局合計ベース)

団体区分	メンタルヘルス対策に関する計画の策定	実務を行う担当者の選任	職場復帰における支援の実施(職場復帰支援プログラムの策定を含む)	ラインケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供
都道府県	72.0% (66.5%)	86.8% (86.8%)	96.2% (95.1%)	94.0% (92.3%)
指定都市	77.2% (72.2%)	89.9% (86.1%)	97.5% (96.2%)	93.7% (92.4%)
市区	29.1% (23.5%)	46.5% (45.6%)	77.2% (75.8%)	57.9% (54.8%)
町村	15.9% (10.2%)	21.0% (20.5%)	47.8% (45.8%)	28.0% (25.3%)
合計	25.4% (19.8%)	37.1% (36.4%)	64.9% (63.3%)	46.3% (43.5%)

(参考)

一部事務組合等	13.5% (9.4%)	30.2% (29.6%)	29.2% (27.1%)	23.5% (20.2%)
---------	--------------	---------------	---------------	---------------

(注) ()内の数字は前年度の数字を示している。

4. メンタルヘルス不調による休務者の状況

➤ 令和5年度の地方公務員のメンタルヘルス不調による休務者は、47,775人であり、在籍職員数に占める割合は、指定都市が1.8%と最も高く、次いで都道府県及び市区が1.5%、町村が1.3%となっている。

団体区分	令和4年度		令和5年度		R4→R5 増減
	休務者数	(参考)在籍職員数	休務者数	(参考)在籍職員数	休務者数
都道府県	13,935人 (1.4%)	1,000,982人	15,014人 (1.5%)	1,002,180人	1,079人 0.1%
指定都市	6,702人 (1.6%)	429,258人	7,560人 (1.8%)	424,499人	858人 0.2%
市区	20,124人 (1.4%)	1,437,990人	21,933人 (1.5%)	1,461,204人	1,809人 0.1%
町村	2,927人 (1.2%)	243,714人	3,268人 (1.3%)	250,927人	341人 0.1%
合計	43,688人 (1.4%)	3,111,944人	47,775人 (1.5%)	3,138,810人	4,087人 0.1%

(参考)

一部事務組合等	1,076人 (0.9%)	118,613人	1,177人 (1.0%)	120,902人	101人 0.1%
---------	------------------	----------	------------------	----------	--------------

(注1)原則として、令和5年度中にメンタルヘルス不調により引き続いて1か月以上の期間、病気休暇取得又は休職した職員を休務者として計上している。

(注2)一部の団体においては、年度ではなく暦年(令和5年1月～令和5年12月まで)の休務者数を計上している。

(注3)令和4年度から引き続いて休務した者及び令和5年度中に退職した者も含んでいる。

(注4)在籍職員数については参考値として、ストレスチェックの実施状況等で調査した在籍職員数(表20-3)を引用している。

(注5) ()内の%については参考値として、「在籍職員数」に占める「休務者数」の割合を示している。

5. 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

- 面接指導の強化に係る例規・指針等の整備状況については、令和6年4月1日時点で整備済みの団体の割合は72.4%となっている。(昨年度調査 68.9%)
- 団体区分別にみると、都道府県にあっては概ね整備済みとなっているが、市区及び町村にあっては、未整備の部局を有する地方公共団体が一定数あり、特に町村では整備済みの割合が58.6%となっている。(昨年度調査 56.4%)
- 医師による面接指導の実施状況については、要件に該当した職員に対して、全団体を通じて概ね3割程度実施されている。
- 医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員で、面接指導が行われなかった職員の主な理由のうち、「職員に対し、面接指導を受けることを通知・勧奨したが、反応が無かった又は職員自身が必要ないと判断した」が35.0%、「職員が業務多忙で面接時間を確保できなかった」が9.9%となっている。

ア) 面接指導の強化に係る例規・指針等の団体区分別(部局ごと)整備状況の割合(令和6年4月1日現在)

団体区分	令和6年4月1日時点で整備済み		令和6年度中に整備予定(①)		整備時期未定(②)		参考1	
	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合
都道府県	99.5%	(99.5%)	0.0%	(0.0%)	0.5%	(0.5%)	1団体 (1団体)	2.1% (2.1%)
指定都市	97.5%	(94.9%)	1.3%	(1.3%)	1.3%	(3.8%)	2団体 (4団体)	10.0% (20.0%)
市区	82.4%	(77.6%)	4.1%	(7.2%)	13.5%	(15.2%)	179団体 (211団体)	22.5% (26.5%)
町村	58.6%	(56.4%)	6.5%	(11.7%)	34.9%	(31.9%)	416団体 (437団体)	44.9% (47.2%)
合計	72.4%	(68.9%)	5.0%	(8.9%)	22.6%	(22.1%)	598団体 (653団体)	33.4% (36.5%)

(参考2)

一部事務組合等	28.9%	(26.3%)	3.6%	(5.9%)	67.5%	(67.7%)	926団体 (963団体)	73.4% (74.7%)
---------	-------	---------	------	--------	-------	---------	------------------	------------------

(注1)端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。(イ)及びウ)についても同じ。

(注2)同一部局内で整備ができていない部門がある場合には、整備していない部局として計上している。

(注3)「参考1」については、例規・指針等を未整備である部局を有する地方公共団体数を計上しており、(※)割合については、団体区分別における団体数の合計(都道府県:47、指定都市:20、市区:795、町村:926、合計:1,788、一部事務組合等:1,262(1,289))に占める割合である。

(注4) ()内の数字は前年度の数字を示している。

イ) 医師による面接指導の実施状況(令和5年度)

団体区分	令和4年度		令和5年度		R4→R5 増減	
	医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員	うち実際に医師による面接指導が行われた職員	医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員	うち実際に医師による面接指導が行われた職員	医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員	うち実際に医師による面接指導が行われた職員
都道府県	124,670人	46,237人 (37.1%)	106,291人	37,440人 (35.2%)	▲ 18,379人	▲ 8,797人 ▲ 1.9%
指定都市	46,307人	9,886人 (21.3%)	41,027人	8,837人 (21.5%)	▲ 5,280人	▲ 1,049人 0.2%
市区	78,450人	26,171人 (33.4%)	63,232人	22,425人 (35.5%)	▲ 15,218人	▲ 3,746人 2.1%
町村	5,488人	1,205人 (22.0%)	5,276人	1,125人 (21.3%)	▲ 212人	▲ 80人 ▲ 0.7%
合計	254,915人	83,499人 (32.8%)	215,826人	69,827人 (32.4%)	▲ 39,089人	▲ 13,672人 ▲ 0.4%
(参考)						
一部事務組合等	2,322人	461人 (19.9%)	1,443人	374人 (25.9%)	▲ 879人	▲ 87人 6.0%

(注1)職員数は令和5年度の延べ人数である。(ウ)についても同じ。

(注2)()内の%については、「医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員」に占める割合である。

ウ) 医師による面接指導が行われなかった職員のうちその主な理由(令和5年度)

団体区分	医師による面接指導が行われなかった職員	面接指導を受ける必要がないと医師が判断した(※)	職員に対し、面接指導を受けることを通知・勧奨したが、反応が無かった又は職員自身が必要ないと判断した	職員が業務多忙で面接時間を確保できなかった
都道府県	68,851人	14,266人 (20.7%)	13,901人 (20.2%)	9,167人 (13.3%)
指定都市	32,190人	13,650人 (42.4%)	10,776人 (33.5%)	215人 (0.7%)
市区	40,807人	5,644人 (13.8%)	23,485人 (57.6%)	4,596人 (11.3%)
町村	4,151人	131人 (3.2%)	3,002人 (72.3%)	407人 (9.8%)
合計	145,999人	33,691人 (23.1%)	51,164人 (35.0%)	14,385人 (9.9%)
(参考)				
一部事務組合等	1,069人	13人 (1.2%)	978人 (91.5%)	41人 (3.8%)

(注1)(※)労働安全衛生規則第52条の2第1項の規定により、時間外勤務時間算定の期日前1か月以内に面接指導を受けた職員などについて、面接指導を受ける必要がないとして医師が判断した場合は、面接指導を行わないことが認められている。

(注2)()内の%については、「医師による面接指導が行われなかった職員」に占める割合を示している。

6. 安全衛生管理体制の整備状況

- 管理者等の選任及び委員会の設置については、概ね整備済となっているが、団体区別にみると、都道府県及び指定都市にあつては概ね整備済みとである一方で、市区及び町村にあつては未整備の事業場を有する地方公共団体が一定数ある。
- 管理者等による職場巡視等の実施及び委員会の開催については、全団体区分において実施できていない傾向にあり、特に産業医による職場巡視実施率は47.6%、衛生委員会の開催率は58.1%となっている。

ア) 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等及び産業医の整備状況(令和5年度)

団体区分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者					
	選任率		選任率	職場巡視実施率	選任率	職場巡視実施率				
都道府県	100.0%	(100.0%)	99.6%	(100.0%)	93.4%	(-)	99.5%	(99.3%)	81.5%	(-)
指定都市	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	97.7%	(-)	99.7%	(99.6%)	86.8%	(-)
市区	99.9%	(100.0%)	86.0%	(99.2%)	78.6%	(-)	96.5%	(98.4%)	55.3%	(-)
町村	-	(-)	-	(-)	-	(-)	93.4%	(98.1%)	46.5%	(-)
合計	99.9%	(100.0%)	91.9%	(99.7%)	86.3%	(-)	97.9%	(99.0%)	70.0%	(-)

(参考)

一部事務組合等	96.0%	(100.0%)	93.5%	(100.0%)	87.9%	(-)	98.0%	(99.3%)	66.0%	(-)
---------	-------	----------	-------	----------	-------	-----	-------	---------	-------	-----

団体区分	安全衛生推進者等		産業医					
	選任率		選任率	職場巡視実施率	情報提供実施率			
都道府県	98.3%	(99.8%)	99.4%	(99.8%)	59.4%	(-)	84.8%	(-)
指定都市	99.3%	(100.0%)	99.5%	(100.0%)	57.7%	(-)	92.3%	(-)
市区	92.4%	(98.8%)	97.0%	(98.9%)	33.3%	(-)	84.3%	(-)
町村	79.2%	(92.7%)	94.5%	(97.4%)	28.4%	(-)	76.5%	(-)
合計	93.0%	(98.2%)	98.1%	(99.4%)	47.6%	(-)	84.6%	(-)

(参考)

一部事務組合等	90.5%	(97.3%)	98.6%	(98.7%)	44.9%	(-)	83.4%	(-)
---------	-------	---------	-------	---------	-------	-----	-------	-----

(注) ()内の数字は平成30年度の数字を示している。

イ) 安全委員会及び衛生委員会の整備状況(令和5年度)

団体区分	安全委員会		衛生委員会					
	設置率	委員会開催率	設置率	委員会開催率				
都道府県	99.5%	(99.7%)	62.5%	(-)	99.8%	(99.4%)	67.9%	(-)
指定都市	100.0%	(100.0%)	91.6%	(-)	99.5%	(99.2%)	60.4%	(-)
市区	94.1%	(99.6%)	53.7%	(-)	96.1%	(94.9%)	53.7%	(-)
町村	-	(-)	-	(-)	94.0%	(94.0%)	27.5%	(-)
合計	96.5%	(99.8%)	62.8%	(-)	97.9%	(97.7%)	58.1%	(-)

(参考)

一部事務組合等	97.9%	(100.0%)	85.1%	(-)	96.6%	(96.0%)	59.6%	(-)
---------	-------	----------	-------	-----	-------	---------	-------	-----

(注) ()内の数字は平成30年度の数字を示している。